

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木)午後1時26分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員 5番 岡井文彦

5. 会議録署名委員 1 1 番 面 野 英 紀
 1 2 番 松 本 吉 博

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による (一時転用)
許可申請に対する意見について
(4 条一時転用許可) |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予 (入口)) |
| 議案第 4 号 | 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定
について (利用権設定) |
| 報告第 1 号 | 2 アール未満の農業用施設建設 (設置) 届出につ
いて (農業用施設) |
| 報告第 2 号 | 農地形状変更事業について (農地形状変更事業) |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和5年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は岡井委員から欠席届をいただいております。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる9月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

7番 内田裕夫職務代理者

8番 石塚委員

11番 西野委員

16番 戸田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案につきましては、

- | | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)
許可申請に対する意見について
(4条一時転用許可) | 8件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
について(納税猶予(入口)) | 2件 |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
決定について(利用権設定) | 4件 |
| 報告第1号 | 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出
について(農業用施設) | 1件 |
| 報告第2号 | 農地形状変更事業について
(農地形状変更事業) | 1件 |

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。11番の面野委員、12番の松本委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号28から受付番号30の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第1号受付番号28につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号28について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。営農の拡大のため、農地の所有権を移転される内容となっています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号28、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。3条許可ですけど、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号28を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長) 続きまして、議案第1号受付番号29と受付番号30は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号29について、議案書3ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号30について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容については、議案書5ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。先月の9月総会でもご審議いただいた法人で、確認書の内容も経営面積以外、変更はございません。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

該当法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われまます。

(会長) それでは、議案第1号受付番号29と受付番号30、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

2件です、譲受人が同じ方です、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号29と受付番号30、この2件を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について、4条一時転用許可を議題といたします。

それではまず、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

では、報告いたします。議案第2号受付番号1から受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号1から受付番号8は関連する内容でもありますので、まとめて審議をします。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

先に農地転用について、ご説明をさせていただきます。農地を農地以外にすることを農地転用と言います。本日、お配りしてあります資料Aの1ページをご覧ください。農地転用には、農地の権利移動を伴わない転用、いわゆる自己転用は4条転用と、農地の権利移動を伴う転用、農地を売ったり貸したりして、その相手が転用される場合は5条転用と2通りあります。

また、前回の総会でありました市街化区域の農地であれば、農業委員会に届出を提出するだけで転用できるのですが、市街化調整区域の農地を転用をする場合は京都府の許可が必要になります。

今回の案件は、市街化調整区域内の転用ですので、京都府の許可が必要になります。資料Aの1ページの下「手続きの流れ」とおり、京都府許可ではありませんが、申請書は農業委員会に提出されます。その申

(事務局)

請に対して、農業委員会が許可相当もしくは不許可相当であるという意見を添えて京都府知事に提出し、最終的には京都府が許可もしくは不許可を判断されます。

また、今回の案件には関係ありませんが、面積が30アールを超える大きい面積を転用する場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構、京都府農業会議のことですが、京都府農業会議に農業委員会から意見聴取をしなければならないとなっています。そして、表の右側にありますとおり、4ヘクタールを超えるさらに大きな転用の場合は、京都府知事から農林水産大臣、実際は近畿農政局になるのですが、農林水産大臣との協議で問題なしとの回答をもらってからでない許可ができないことになっています。

具体的な転用の許可要件につきましては、資料Aの3ページをご覧ください。まず立地基準、その農地の場所が転用にふさわしい所かどうかを判断します。左から二つ目の青い部分、農地区分とありますが、農地を営農条件や市街化の状況から見て、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地の5種類に区分し、まずはその農地の場所がどの区分にあたるか判断します。そして、右のオレンジの部分にありますとおり、農用区域内農地は原則不許可、一番下の第3種農地は原則許可となります。

仮に第3種農地で原則許可にあたるとしても、さらに次の基準、一般基準を満たす必要があります。資料の右側の紫色の部分をご覧くださいなのですが、転用の確実性が認められないような場合、他法令の許認可の見込みがないような場合、関係権利者の同意がないような場合、また、周辺農地への被害防除措置が適切でないような場合は第3種農地であっても不許可となります。

他にも地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障があるような場合、一時転用で農地への回復が確実と認められないような場合も不許可となります。

(事務局)

なお、今回ご審議いただく案件は、この一時転用にあたります。一時転用とは、例えば、一時的に工事の資材置場等に使われ、その工事が終わったら農地に復旧する場合などです。

一時的な転用の場合は、許可の基準が永久的な転用とは異なり、その利用に供されたあとにその土地が耕作の目的に供されることが確実か否か、つまり、農地として復旧することが確実であるかどうかを審査することとされています。また、一時的な利用かどうかの判断は、利用目的から判断することとされています。簡単ですが、農地の転用許可の説明とさせていただきます。今の説明の中で、質問等は何かございますか。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案第2号受付番号1について、議案書7ページをご覧ください。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書8ページから10ページをご覧ください。こちらは京都府に提出する意見書の案を事務局で作成したものです。今回は一時転用ですので、農地に復元されることが確実かどうか判断基準となりますので、立地基準等は特に問題ではないのですが、意見書についての少し説明をさせていただきます。

8ページの下半分に「農地転用に関する許可基準からみた意見」という欄があると思うんですけども、立地基準についての判断が書かれています。今回は一時転用ですので、第1種農地とさせていただきますが、永久転用の場合は、ここが第3種農地である必要があります。また、「許可基準に定める農地区分の該当事項」の欄には許可基準の根拠が書かれていますが、記号ばかりで分かりにくいいため、参考といたしまして、10ページの下に運用通知の抜粋したものをお付けさせていただきます。続きまして、9ページは一般基準についての判断です。意見の該当箇所に丸を付けていますが、理由はこの横に記載しているとおりになります。最後に、10ページ上の部分のような総合意見を付けて、京都府に進達をいたします。内容については、受付番号1から受付番号8まで全て申請に係る事項以外は同じ内容となっていますので、こちらの意見書案もご

(事務局)

覧いただき、審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案第2号受付番号2について、議案書11ページをご覧ください。

また意見書案については、議案書12ページから14ページをご覧ください。

議案第2号受付番号3について、議案書15ページをご覧ください。

また、こちらの意見書案については、議案書16ページから18ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号4について、議案書19ページをご覧ください。

こちらの意見書案については、議案書20ページから22ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号5について、議案書23ページをご覧ください。

こちらの意見書案については、議案書24ページから26ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号6について、議案書27ページをご覧ください。こちらの案件のみ、1筆の中で2箇所、調査を行うこととなりますので、面積が50平米になっています。

こちらの意見書案については、議案書28ページから30ページをご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号7について、議案書31ページをご覧ください。

こちらの意見書案は議案書32ページから34ページをご覧ください。

議案第2号受付番号8について、議案書35ページをご覧ください。

こちらの意見書案については、議案書36ページから38ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。5ページの上側ですが、こちらが土地利用計画図となっており、農地の一部にこの図のようなやぐらを建て、地質調査を行うと伺っております。

(事務局) 少しページ数が多いんですけども、以上で説明を終わります、会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、第2号のですね、受付番号1から受付番号8、資料かなり多くのページ数にまたがっておりますけども、内容は全部同じような内容なんですね。面積は一箇所だけ50平米であったんですけど、あとは全部25平米というようなことですね。期間、借りられる期間が2ヶ月ですか、許可日から2ヶ月となっております。通常、一時転用の場合は、長くておおむね1年というふうに周知しておりますが、おおむね1年というのがあるんですけど、今回の場合は2ヶ月というような短い間に調査をされるというような内容になっております。この件につきまして、受付番号1から8ということですね、何かご意見ご質問があれば、お受けをいたしたいと思いますが。

はい、●委員。

(●委員) これ、調査しはるけども、何の調査で、いつ、どこのもんやろう、何も言われへんのやけど。何のためにやらはるねんこれ。調査はわかったけど、何のための調査、今、現在進行中のこの調査なんか、現在のまた新たなことが起きるのか。何の調査するか教えて。

(事務局) これがみなくなるタウンのところの箇所にあたるんですけども、それを進めるにあたっての地質調査、ボーリング調査ですね、それをこの8箇所で、地図の通りの場所なんですけども、されます。

(会長) ●委員、よろしいですか。

(●委員) そうやと思ってんねんけども、調査調査言うだけで。

(会長) 土地区画整理事業の関連ですね。

(●委員) わかってる人はいいねん。●●と●●はわかってはるけど、他はわかったはらへんねん。

(会長)

資料に書いている通り、土地区画整備事業の一環ですね、皆さんみなくるタウンっていうのはご存じだと思うんですけど、その関係です。他、よろしいですか。

その他、ご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号1から受付番号8を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予をこれから受けようとされる方ですね、納税猶予の入口の部分になります、を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

では、報告させていただきます。議案第3号受付番号5と受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは続きまして、議案第3号受付番号5につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号5について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書40ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号5、この案件につきまして、何かご意見ご質問はありませんか。

(会長)

よろしいですか。多くの面積を納税猶予を受けようとされる方ですが、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問ないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号5について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号6につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号6について、議案書41ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書42ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号6につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号6について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

(●●委員)

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。議案第4号受付番号71から受付番号74の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第4号受付番号71から73については、借り手が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号71について、議案書43ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号72について、議案書43ページ下段をご覧ください。一部、貸し手の詳細につきましては、議案書44ページをご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号73について、議案書45ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書46ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号71から受付番号73、この3件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号71から受付番号73について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号74について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号74について、議案書47ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書48ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号74、この案件につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号74について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議については、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第1号受付番号1、2アール未満の農業用施設建築設置届出について、農業用施設について、事務局に報告を願います。

(事務局)

初めての案件になりますので、2アール未満の農業用施設設置届出について、簡単にご説明をさせていただきます。

先ほどの農地転用のときに見ていただきました資料Aの3ページをもう一度ご覧いただきたいのですが、いちばん右端の青色のところ、農地転用許可を要しない場合、転用制限の例外が許可不要のところ、書かれています。

農業用施設を建築する場合であっても、その場所は農地として使えなくなりますので、通常ならば農地転用となり、京都府の許可が必要なのですが、資料にもありますとおり、2アール未満の農業用施設を建築する場合であれば、京都府の許可は不要となります。

(事務局)

農業用施設とは、作物の育成のためにどうしても必要な施設を言い、例えば農業用の倉庫や農産物の出荷施設、農作業の車の駐車場などになります。

なお、このような例外があるのは第4条の場合のみであり、自分の土地に自分の倉庫を建てるのであれば200平米未満であれば許可不要ですが、農小屋を建てて人に貸すような場合は第5条になりますので、許可不要の例外にはならず、京都府許可が必要になります。簡単な説明なんですけども、今の2アール未満の農業用施設設置の関係で、何かご質問等ございますか。

それでは、議案書に戻っていただいて、報告第1号受付番号1について、議案書49ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。面積のところにございますとおり、農業用倉庫と駐車場として使用される面積は115.70平方メートルとなっており、200平方メートル未満ですので、京都府の許可は不要となります。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件につきましては、令和5年8月29日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がありましたけれども、何か皆さん方からご意見ご質問があればお受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号に入ります。報告第2号受付番号1、農地形状変更事業についてを事務局から報告を願います。

(事務局)

こちらの農地形状変更事業についても、初めての案件になりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

本町では、盛土などの農地の形状変更を行う者に対して、一定の基準を定めて近隣農地に悪影響を及ぼさないよう、必要な

(事務局)

措置を行わせることを目的とした「久御山町農業委員会農地形状変更事業指導要綱」を定めています。

本要綱により、田から畑への地目変更や農地の湿地解消を行う場合、あらかじめ農業委員会と事前協議をするということになっています。協議を行った結果、合意に達した事項について、覚書の交換を行う他、指導済みの事業であることを明確にするため、当該農地に承認書の掲示をお願いしています。

この協議につきましては、事務局が建設課等の関係各課と協議の上、施工者と協議を行い、地元委員さんに意見照会の後、会長専決して覚書の交換や承認書の交付を行っています。簡単ですが、農地形状変更事業のご説明とさせていただきますが、今の説明で何かご質問等はございますか。

ないようですので、もう一度議案書に戻っていただいて、報告第2号受付番号1について、議案書50ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく16ページをご覧ください。

本件につきましては、令和5年9月5日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今報告第2号受付番号1の報告が事務局からありましたけども、何かご意見ご質問等はございますか、よろしいですか。

ないようですので、それではこれで、本日予定をしております審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時04分 終了